

令和 2 年 第 1 5 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 2 年 8 月 1 2 日（水）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千	葉	孝
教育長職務代理者	蓮	沼	秋
委員	石	井	治
委員	庭	野	和
委員	古	卷	勲

事務局	教育推進課長	飯	田	常	雄
	学務課長	甲	斐	豊	明
	指導室長兼教育研究所長	近	津		勉
	学校施設課長	石	塚		修
	統括指導主事	百	々	和	世
	統括指導主事	千	葉	一	知

書 記	教育委員会事務局				
	教育推進課庶務係長	杉	浦	佳	之
	同 主査	志	村	一	彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後１時 ただいまから、令和２年第１５回教育委員会定例会を開催します。 本日は１名の方から傍聴の申出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可いたします。 日程第１、署名委員を決定します。庭野委員と古巻委員にお願いをいたします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 はじめに、審査の進め方について、お諮りいたします。 第３８号議案、江戸川区立学校設置条例の一部改正について及び第３９号議案、江戸川区立図書館条例の一部改正についてを審議いたしますが、両議案は、議会に上程される前の条例案に関するものであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会として審議したいと思います。 この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 なお、両議案については議案が議会に上程された後に、議事録の公開を可能といたします。 それでは、傍聴人の方は退出をお願いいたします。 なお、秘密会終了後の再入室は可能となりますので、よろしく願います。 〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕 〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕
教 育 長	それでは、第３８号議案及び第３９号議案について審査をしますが、両議

事務局 教育長	案は共通の理由による条例改正でありますので、内容については事務局から一括して説明をお願いいたします。 本日は、教育推進課長が不在でございますので、この両議案につきましては、事務局からご説明をさせていただきます。 第38号議案、江戸川区立学校設置条例の一部改正についてと、第39号議案、江戸川区立図書館条例の一部改正について、2議案についてご説明をさせていただきます。 本条例、改正案でございますが、今般、江戸川一丁目から二丁目及び東葛西二丁目の全域、東瑞江二丁目の全域におきまして、住居表示を実施させていただくことに伴って、現在、地番で表示されております当該地域内の区の施設の位置の規定を全て変更する内容となっております。 初めに、第38号議案、学校設置条例の一部改正でございますが、表紙をおめくりいただきますと、新旧対照表がございます。当該、江戸川一丁目及び二丁目には、区立小学校2校存在してございます。それぞれ下鎌田東小学校の位置を現在、江戸川二丁目二一番地となっているものを新住居表示後の江戸川二丁目一六番三一号に、江戸川小学校におきましては、江戸川一丁目三七番地の表示を江戸川一丁目一番一六号にそれぞれ改める内容となっております。施行期日ですが、住居表示が実施する予定の令和2年11月2日からの施行となっております。 おめくりいただきまして、続きまして、39号議案、図書館条例の一部改正のほうでございます。表紙をおめくりいただきますと、同じく新旧対照表がございます。こちらは江戸川区立東部図書館の位置につきまして、現在、江戸川二丁目三五番地六という地番の表示を新たに江戸川二丁目二六番一号に改めるものでございます。施行期日は同様に令和2年11月2日となっております。これらの条例改正案でございますが、この2条例ばかりではなくて、当該地域内に所在するその他の区民施設全て位置を変更する必要がありますので、都合、全部で7つの条例を次回第三回区議会定例会であわせて上程する予定となっております。説明については以上でございます。 ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞよろしく願います。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
-----------------------	--

教 育 長	それでは、第３８号議案及び第３９号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、そのとおり決定をいたします。 秘密会はここまでといたします。傍聴人の再入室を認めます。 〔秘密会終了〕
教 育 長	続きまして、日程第３、教育関係事務報告にまいります。いじめ電話相談（令和２年度８月分）について、事務局から説明をお願いします。
近津教育研究所長	私のほうから、令和２年度７月分のいじめ電話相談の状況につきまして、ご報告申し上げます。資料をご覧ください。 月別相談件数でございますが、７月は６件でございました。学齢別、男女別は、このとおりでございます。小学校５年生が２件、中学校１年生が１件、中学校３年生が３件となっております。主訴でございますけれども、一番下の表をご覧ください。暴力に関わるご相談が中学生で１件、無視に関わるご相談が中学生で２件、言葉、直接的な言葉によるいじめということで小学生高学年が１件、中学生が２件、持ち物に関わるご相談ということで、小学校高学年が１件、その他、小学校高学年が２件、中学生が１件、合計３件となっております。この主訴に関しましては、一つのご相談で複数に関わるものもございますので、延べの数となっております。
教 育 長	ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞお願いします。
蓮 沼 委 員	具体的な中身で、例えばコロナ関連でマスクがどうか、咳したらどうか、そういうところまで掘っているのですか。
教育研究所長	今回のご相談の中で、このコロナに関わるいじめ、そういったものにつきましてのご相談はございませんでした。
石 井 委 員	小学校高学年男子生徒で、その他２件、中学校女子生徒でその他１件とあ

	りますが、その他というところを問題のない範囲で教えていただけますか。
教育研究所長	1件は不快な身体接触といいましょうか、体を触るとか、同性によるそういった不快な身体接触というようなことでございます。また、もう1件は、お手洗いで嫌がらせを受けたというような案件でございます。
石井委員	ありがとうございます。
古巻委員	この案件は大体校内ですか、それとも校外でもあったんでしょうか。
教育研究所長	今回ご相談いただいているのは、校内でのいじめについてのご相談です。
古巻委員	分かりました。
教 育 長	よろしいでしょうか。 他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして令和2年第15回教育委員会定例会を終了します。
	閉会時刻 午後1時11分